

## 緊急事態措置の解除に係る対応

	(5/14まで) ・緊急事態措置の対象区域 ・特定警戒都道府県	(5/15から) 緊急事態措置の対象区域外 (政府対策本部及び県対策本部は継続)
外出 自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外出自粛の要請(法45①)</li> <li>・原則として外出自粛を要請(医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新しい生活様式」(※)の定着 ※「Social Distancing」、「マスクの着用」、「手洗い励行」等</li> <li>○ 特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県への外出回避</li> <li>○ これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場への外出回避</li> </ul>
休業 時短要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の使用制限・停止(法24⑨)</li> <li>・特措法施行令で対象とする施設に対して幅広く休業を要請</li> <li>・食事提供施設に対して、営業時間の短縮等を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラスター発生業種(※)、パチンコ店等については、県行動指針に沿った感染防止対策の確立を確認できるまで、休業協力要請を継続 ※ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム 等</li> <li>○ 上記以外の施設については休業協力要請を解除するが、県行動指針に沿った感染防止対策の徹底を求める</li> </ul>
イベント 自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベントの開催制限・停止(法24⑨)</li> <li>・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのある催物の開催自粛を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋内であれば100人以下かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)とし、県行動指針に沿った感染防止対策を講じた上で開催</li> </ul>